

いじめ防止のための具体的計画

年間を見通した「いじめ防止指導計画」

	項 目	時 期	
い じ め 防 止 の た め の 措 置	生徒が主体となった活動	○異学年交流の実施	通年
		○学級活動などでの話し合い活動の実施	学級活動計画
		○縦割り班活動の実施	通年
	教職員が主体となった活動	○協同的な学びの実施	通年
		○授業検討会の実施	研修計画
		○教育相談週間の設定	5・10・2月
		○道徳教育や情報モラル教育の時間設定	通年
		○PTA総会での学校方針説明	4月
		○学校だよりを通じ、いじめ防止に係る啓発	適時
		○学級懇談会における話題提供と話し合い	学級懇談会時
○人権教育月間における人権学習会の実施	11月		
いじめの早期発見の措置	○児童生徒の発するサインの作成と共有	通年	
	○教育相談週間の設定	5・10・2月	
	○学校独自のアンケートの実施 <u>アセスやショートアンケートなど</u>	5・10・2月	
	○県下一斉のアンケートへの協力・実施	適時	
	○職員会での情報の共有化 <u>「edu-care」を利用</u>	通年	
	○進級・卒業時の情報の確実な引き継ぎ	年度末	
	○いじめ事例の蓄積	通年	